

質問事項に対する回答書②

(件名) 北陸自動車道 R7上越管内舗装補修工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	11月21日	特記仕様書	30	24-6	交通規制工につきまして、特記仕様書24-6-1「種別」に規制時間が記載されており、「規制時間」とは、「1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置時間(標識設置開始)から規制撤去完了(標識撤去完了)までの時間である。」と記載しております。 土木工事積算基準(令和7年度版)の第25編6-3「規制準備等の所要時間」に記載されている「準備(規制材の積込み等)、基地から規制箇所までの移動、規制箇所から基地までの移動、後片付け(規制材の荷下し)」の時間につきまして、交通規制工各項目の、交通監視員の作業時間に加味されておりますでしょうか。ご教授願います。	土木工事積算基準(令和7年度版)第25編6-3「規制準備等の所要時間」に基づき計上しております。
2	11月21日	特記仕様書	30	24-6	交通規制工につきまして、特記仕様書24-6-1「種別」に規制時間が記載されており、「路肩規制A、車線規制A、車線規制B」の規制時間から、交通監視員の作業時間(1日の標準労働時間を超えております。 土木工事積算基準(令和7年度版)の第25編5「交通規制の積算」には「交通規制の積算にあたっては、～～、1班目の作業時間が工事等の施工計画上やむを得ず1日の標準労働時間を超える場合については、交替制による積算を標準とする。」と記載されておりますが、交通規制工各項目の交通監視員につきまして、土木工事積算基準(令和7年度版)の第25編5-1に記載の標準もしくは、土木工事積算基準(令和7年度版)の第4編2-5「労務賃金の補正」に記載されている「時間外による補正(1日の実働時間が8時間を超える場合)」のどちらで設計されておりますでしょうか。ご教授願います。	特記仕様書24-6「交通規制工」24-6-1「種別」④に記載のとおり、交替制による勤務形態を考えており、交替制による勤務形態及び休憩時間における交代要員の配置に必要となる労力については交通規制工に含むものとしております。
3	11月21日	設計図	2/102~7/102	数量表(1)~(6)	切削オーバーレイ工につきまして、土木工事積算基準(令和7年度版)の第29編8-2「切削オーバーレイ工(標準施工)」に、切削オーバーレイ工(標準施工)の1層施工・2層施工・3層施工それぞれの標準施工能力Qが記載しておりますが、今回工事の標準施工に該当する項目の施工数量は標準施工能力より大幅に数量が少なくなっています。発注者様が想定する日当たり施工量が積算基準に記載されている標準施工能力より少ない場合、他事務所では参考積算条件書にて想定日当たり施工量を公表して頂けますが、今回工事の想定日当たり施工量は公表頂けるのでしょうか。ご教授願います。	本工事の交通規制及び作業時間帯については、特記仕様書7-4「交通規制可能時間」、7-5「通行止め・ランプ閉鎖規制」に示す以外に施工計画を制約する特段の条件はございませんので、必要な施工量となるよう施工計画を立案し計上願います。
4	11月21日	設計図	2/102~7/102	数量表(1)~(6)	質問番号3の想定日当たり施工量を公表頂けない場合、切削オーバーレイ工の施工能力は標準施工能力Qを採用しているのか、各施工箇所毎に施工能力を算出しているのか、どちらを採用しているかご教授願います。	本工事の交通規制及び作業時間帯については、特記仕様書7-4「交通規制可能時間」、7-5「通行止め・ランプ閉鎖規制」に示す以外に施工計画を制約する特段の条件はございませんので、必要な施工量となるよう施工計画を立案し計上願います。
5	11月21日	設計図	2/102~7/102	数量表(1)~(6)	打換工Aにつきまして、既設舗装厚さが設計図書に明示されておらずアスファルトコンクリート塊・建設発生土数量が算出できません。既設舗装厚さをご教授願います。	参考図1/1「現況アスファルト舗装構成(参考図)」に示すとおりとなります。
6	11月21日	特記仕様書	16	16-2	廃材処理運搬につきまして、今回工事の施工範囲には2か所のSIC(新井SIC・大潟SIC)がございますが、現場で発生した建設副産物を再資源化施設へ運搬する際、SICの利用は想定されておりますでしょうか。ご教授願います。	運搬経路の制約はございませんので、必要な運搬計画を立案し計上願います。
7	11月21日	共通仕様書	1-55	1-62	共通仕様書(令和7年7月版)第1章62 交通安全管理により、各IC外でUターンする場合の経路について、交通管理者協議、または地域住民との協議により、Uターンルートは指定されているのでしょうか。されている場合、そのルートを公表していただけるのでしょうか。公表できない場合はその理由をお聞かせください。	Uターンルートの指定はございませんので、必要な運搬計画を立案し計上願います。
8	11月21日	特記仕様書	23	24-3-3	事前調査において、既設舗装の劣化状況及び橋梁部舗装厚確認の為、コア採取を行うこととなっていますが、調査終了後の採取コアは、産廃運搬・産廃処分するのでしょうか。また橋梁部で採取した、防水層が付着したコアは、建設混合廃棄物として処分するのでしょうか。	採取コアは産廃運搬・産廃処分となります。 橋梁部で採取したコアに防水層が付着している場合は建設混合廃棄物となります。